

夏期巡回

NHKラジオ全国生放送!

つし丸も  
参加するよ!

# ラジオ体操・ みんなの体操会



毎年、夏休み期間中にラジオ放送されている「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が津島市にやってきます。「健康づくり」のきっかけにぜひご参加ください。

日時 **8月10日(休)** 午前6時開会

(午前5時50分集合、午前5時30分開場)

場所 **東公園多目的広場**(雨天時は錬成館)

対象 どなたでも

※参加者には記念品があります。

内容 ラジオ体操第一・第二を実施し、その模様をNHKラジオ第1放送により、会場から全国に放送予定(午前6時30分~40分)。放送終了後、ラジオ体操講師によるポイントレッスンを開催します。



問合 社会教育課スポーツ振興G  
内線2284・2285

## 会場図・駐車場配置図



※暁中学校グラウンド等を臨時駐車場として開放します。



体操指導  
鈴木 大輔



ピアノ演奏  
幅 しげみ

## お願い

- ・暑くなることが予想されますので、各自で熱中症対策をお願いします。
- ・駐車場の台数に限りがあるため、乗合せまたは徒歩・自転車での来場にご協力ください。
- ・雨天会場は狭小のため、入場制限をさせていただく場合があります。
- ・雨天会場は武道場のため、履物はご遠慮ください。また、靴袋を各自ご用意ください。

主催 株式会社かんぽ生命保険・NHK・NPO法人全国ラジオ体操連盟  
後援 市体育協会・市スポーツ少年団・市スポーツ推進委員会・津島スポーツクラブホワイトウイングス



**出産育児一時金について**

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき42万円が支給されます。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産（流産または死産も可）の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週〜22週未満での出産の場合は、40万4000円となります。

**出産育児一時金直接支払制度について**

医療機関にて出産育児一時金直接支払制度の手続きをしていただくことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などでの支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

**高額療養費について**

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が産後一時金の額を下回った場合は、産後に窓口で請求手続きをしてください。  
**持ち物** 保険証、印鑑、領収書、母子手帳、直接払制度合意文書

高額療養費は、同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額（表参照）を超えた額が支給される制度です。該当する方には、個別に通知します。通知を受け取られた方は、窓口で申請手続きをしてください。  
**持ち物** 保険証、印鑑、領収証、世帯主の口座が分かるもの、個人番号が分かるもの、身分証明書

**限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について**

70歳未満または70歳以上の住民税非課税世帯の国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます（表参照）。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。  
**持ち物** 保険証、印鑑、個人番号が分かるもの、身分証明書

**国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事標準負担額**

70歳未満	所得区分	自己負担限度額【過去12カ月以内で4回目以降】	入院時の食事標準負担額(1食あたり)
	901万円超および未申告世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	360円
	600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	
	210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	
	210万円以下	57,600円【44,400円】	
	住民税非課税世帯	35,400円【24,600円】	210円(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は160円)

注 医療機関ごとの窓口負担額(処方箋薬局分を含む)が21,000円を超えた場合に限り対象となります。

70歳以上	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事標準負担額(1食あたり)
		外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
	住民税課税所得が145万円以上	57,600円(※1)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【過去12カ月以内で4回目以降は44,400円】	360円
	住民税課税所得が145万円未満	14,000円(※2) (年間上限144,000円)	57,600円(※1) 【過去12カ月以内で4回目以降は44,400円】	
	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円 15,000円	210円(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は160円) 100円

(※1) 平成29年8月診療分より自己負担限度額が44,400円から57,600円になりました。

(※2) 平成29年8月診療分より自己負担限度額が12,000円から14,000円(年間上限144,000円)になりました。

なお、年間上限は8月診療分から翌年7月診療までの累計額に対して適用されます。

窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、資産や融資の活用をしたにもかかわらず、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難なときに、減免(減額、免除および支払猶予)する制度を設けています。

申請には、収入や資産に関する証明書や申告書類の他、医師の意見書等が必要になります。

**申請期限** 減免の対象となる事由の発生した日から6カ月以内

**適用期間** 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

交通事故にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によつて傷病(病気やケガ)を受けた場合でも、国民健康保険で治療を受けることができます。

なお、加害者と示談する前に必ず市役所に連絡をしてから、届け出るようにしてください。

**持ち物** 保険証、印鑑、個人番号が分かるもの、事故証明書

**問合せ** 保険年金課国民健康保険G  
内線2125~2129



集団による健康診査・がん検診・歯科検診のセット健(検)診を実施します

**日程** 9月3日(日)、4日(月)、10日(日)

**場所** 総合保健福祉センター

**内容** 健康診査、がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん)、歯科検診

※セット健(検)診のため、どれかを選択して受診することはできません。全ての健(検)診を受けてください。

**対象** 次のすべてに該当する方

- ・健(検)診実施日に、津島市国民健康保険に加入中の昭和53年3月31日以前生まれの方、または後期高齢者医療に加入中の方
- ・セット健(検)診のうち、今年度にも受診していない方

**定員** 各日30人(最少催行人数15人)

**費用** 左表のとおり

セット健(検)診料金表	
	受診料
40~64歳 (下記年齢除く)	3,300円
40,45,50歳	2,300円
65~69歳	2,300円
70歳以上	1,100円

※年齢は平成30年3月31日時点の年齢です。  
※市民税非課税世帯等、無料になる場合があります(事前に手続きが必要です)。詳しくは「市政のひろば5月号」をご確認ください。

**申込** 8月8日(火)午前8時30分~17日(木)午後5時15分に、電話で左記へ。

**問合せ** 保険年金課国民健康保険G  
内線2129

児童扶養手当等

現況届をお忘れなく

特別障害者手当等

児童扶養手当、遺児手当(県・市)、特別児童扶養手当の認定を受けている方は、現況届を提出してください。

この届けは、8月からの手当の支給を決める大切なものです。

現在、支給停止中の方も届けが必要です。また、児童扶養手当受給開始後5年経過された方は、個別に通知している「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出もお願いします。

受付期間を過ぎますと、12月期の定期支払が受けられない場合があります。

**受付期間**

- ①児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当を受けている方  
8月1日(火)~31日(木)
- ②特別児童扶養手当を受けている方  
8月10日(木)~9月11日(月)

**受付場所**

8月1日(火)~31日(木) 市役所2階会議室  
9月1日(金)~11日(月) 子育て支援課

**問合せ** 子育て支援課子育て支援G  
内線2223・2224

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けている方は、「現況届」を8月10日(木)~9月11日(月)に提出してください。

愛知県在宅重度障害者手当を受けている方は、「所得状況届」を、8月1日(火)~31日(木)に提出してください。

この届けを提出されないと、次回からの手当の支払ができなくなりますので、必ず期間内に手続きをしてください。

なお、介護保険施設等に入所、もしくは医療機関に3カ月以上継続して入院されますと手当は受けられません(障害児福祉手当については、入院中の方も継続して支給されます)。該当の方は速やかに「手当喪失届」を提出してください。届けが遅れると、手当を返還していただくこととなります。

現在支給停止中の方も届けが必要です。

**受付・問合せ** 福祉課福祉G

内線2131、2132、2135

介護保険料の納付について

介護保険料は前年の所得を基に算定されています。

このたび、平成29年度の保険料額が確定したため、該当の方に8月1日付けで「納入通知書(保険料額決定通知書)」をお送りします。

納付方法は、次のとおりです。  
年間を通して普通徴収の方

8月から、今回確定した保険料での納付が始まります。

**対象** 年金額が年額18万円未満の方や受給年金が老齢福祉年金の方  
・年度途中(平成29年4月2日以降に65歳になられた方や転入された方)

年間を通して特別徴収の方

10月から、今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

**対象** 既に年金から保険料を天引きされている方

現在普通徴収で、8月から特別徴収となる方

8月は仮の保険料で、10月からは今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

**対象** 平成28年12月2日から平成29年2月1日までに65歳になられた方、または、同期間に転入し資格を取得された方で、年額18万円以上の年金を受給されている方

現在普通徴収で、10月から特別徴収となる方

8月・9月は今回確定した保険料を普通徴収で納付、10月からは年金天引きが始まります。

**対象** 平成29年4月1日現在で、年金受給額が年額18万円以上の65歳以上の方で、8月までに年金天引きが始まっている方

普通徴収：納付書または口座振替での納付方法

**特別徴収**：年金天引きによる納付方法  
※天引き対象年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

口座振替のご利用を  
普通徴収の方は、口座振替を利用されると便利です。

**持ち物**  
・市指定金融機関で手続きする場合  
介護保険料の納付書、通帳、通帳印  
・市役所で手続きする場合  
介護保険料の納付書、通帳、通帳印、または、キャッシュカード

※市役所高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

介護保険料を納めないこと...  
介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に、制約を受けたり、利用者負担が重くなる場合があります。

◆**保険料を1年以上滞納した場合**  
介護保険の給付が償還払い(利用料の全額をいったん本人が支払い、後から

9割または8割分の払い戻しを受ける方法)に変わります。

◆**保険料を1年6カ月以上滞納した場合**  
滞納している介護保険料が納付されるまで、保険給付の全額または一部を一時差し止めます。それでも保険料を納付されない場合は、差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除します。

◆**保険料を2年以上滞納した場合**  
滞納期間に応じて、給付割合が7割に引き下げられます。つまり、利用者の負担が3割になります。  
また、1カ月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えると、その超過分が払い戻される高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。  
誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご理解ください。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G  
内線214112143

高額介護(予防)サービス費の基準が変わります

介護保険制度の改正により平成29年8月から高額介護(予防)サービス費の基準が次のように変更となります。

【変更点】

世帯の誰かに市民税を課税されている方の負担の上限が、月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。

※ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間4万6400円の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます(3年間の時限措置)。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G  
内線214112143

対象	負担の上限(月額)	
	平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯の誰かに市民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)※
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(個人)	15,000円(個人)

注 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

### 下水道工事のお知らせ

昭和町・藤浪町・藤里町・立込町・橘町および愛宕町地内の箇所において下水管新設工事を実施します。また一部の箇所において、工事に伴う上水道の移設工事も同時に実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の片側交互通行等の交通規制を行います。なお、規制期間については、現地案内看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

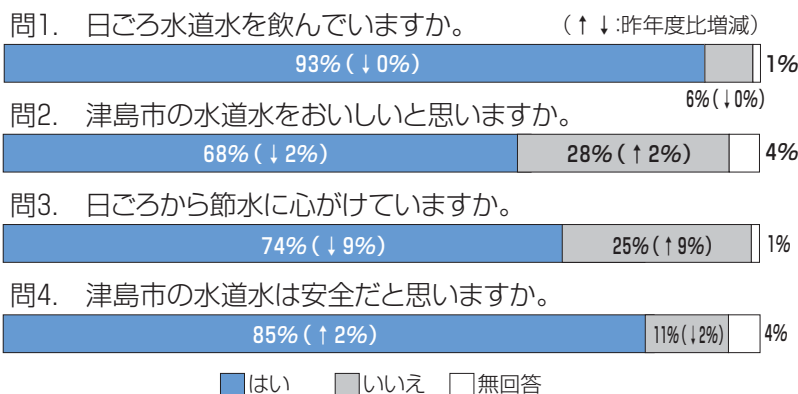
**工事箇所** 昭和町・藤浪町・藤里町地内(図1)、立込町地内(図2)、橘町・愛宕町地内(図3)

**工事期間** 平成30年2月末まで

**問合せ** 工務課工務G  
内線2426・2428



### 第59回水道週間アンケート結果



**問合せ** 上下水道部管理課管理G  
内線2441・2442

6月1日〜7日の1週間、水道水に関するアンケートを実施しました。307人の方から回答をいただき、ありがとうございます。その結果は次のとおりです。  
これからも安全でおいしい水道水の供給に努めてまいります。

第59回水道週間アンケート  
実施結果